

○久留米大学給付奨学金規程文学部施行細則

〔平成 27 年 3 月 11 日〕
細則 第 26-1 号

(趣旨)

第 1 条 この施行細則は、久留米大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第 3 条及び第 8 条に基づき、文学部における給付額並びに奨学生の選考に関し、必要な事項を定める。

(給付額)

第 2 条 奨学金の給付額は、各納期の授業料及び教育充実料に相当する額とする。

(選考基準)

第 3 条 奨学金の給付については、次の各号に掲げる基準にいずれも該当する者のみとする。

- (1) 原則として、前年度の成績が、文学部優等生基準に適合する者。
- (2) 修学意欲が旺盛で、学業継続に強い意志を有する者。
- (3) 過去に懲戒処分歴がなく、素行が良好な者。
- (4) 日本学生支援機構第 1 種奨学金又は第 2 種奨学金の貸与を受けている者。

2 学生委員長等による面接を実施し、審査を行う。

(雑則)

第 4 条 この施行細則に定めるもののほか、選考に関する必要な事項は、文学部拡大教授会議の議を経るものとする。ただし、規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学生部協議会の議を経るものとする。

附 則

この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○久留米大学給付奨学金規程人間健康学部施行細則

〔平成28年10月14日〕
細則 第28-2号

(趣旨)

第1条 この施行細則は、久留米大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第3条及び第8条に基づき、人間健康学部における給付額並びに奨学生の選考に関し、必要な事項を定める。

(給付額)

第2条 奨学金の給付額は、各納期の授業料及び教育充実料に相当する額とする。

(選考基準)

第3条 奨学金の給付については、次の各号に掲げる基準にいずれも該当する者のみとする。

- (1) 原則として、前年度の成績が、人間健康学部優等生基準に適合する者。
- (2) 修学意欲が旺盛で、学業継続に強い意志を有する者。
- (3) 過去に懲戒処分歴がなく、素行が良好な者。
- (4) 日本学生支援機構第1種奨学金又は第2種奨学金の貸与を受けている者。

2 学生委員長等による面接を実施し、審査を行う。

(雑則)

第4条 この施行細則に定めるもののほか、選考に関する必要な事項は、人間健康学部拡大教授会議の議を経るものとする。ただし、規程第8条第2項の規定に基づき、学生部協議会の議を経るものとする。

附 則

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

○久留米大学給付奨学金規程法学部施行細則

〔平成 27 年 3 月 11 日〕
細則 第 26－2 号

(趣旨)

第 1 条 この施行細則は、久留米大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第 3 条及び第 8 条に基づき、法学部における給付額並びに奨学生の選考に関し、必要な事項を定める。

(給付額)

第 2 条 奨学金の給付額は、各納期の授業料及び教育充実料に相当する額とする。

(選考基準)

第 3 条 奨学金の給付については、次の各号に掲げる基準にいずれも該当する者のみとする。

- (1) 前年度の成績が、法学部優等生基準に適合する者。
- (2) 修学意欲が旺盛で、学業継続に強い意志を有する者。
- (3) 過去に懲戒処分歴がなく、素行が良好な者。
- (4) 原則として、日本学生支援機構奨学金又は久留米大学奨学金の貸与を受けている者。

2 学生委員長等による面接を実施し、審査を行う。

(雑則)

第 4 条 この施行細則に定めるもののほか、選考に関する必要な事項は、法学部拡大教授会議の議を経るものとする。ただし、規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学生部協議会の議を経るものとする。

附 則

この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○久留米大学給付奨学金規程経済学部施行細則

〔平成 27 年 3 月 11 日〕
細則 第 26－3 号

(趣旨)

第 1 条 この施行細則は、久留米大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第 3 条及び第 8 条に基づき、経済学部における給付額並びに奨学生の選考に関し、必要な事項を定める。

(給付額)

第 2 条 奨学金の給付額は、1 期又は 2 期の授業料及び教育充実料に相当する額とする。

(選考基準)

第 3 条 奨学金の給付については、次の各号に掲げる基準にいずれも該当する者のみとする。

- (1) 原則として、前年度の成績が、経済学部優等生基準に適合する者。
- (2) 修学意欲が旺盛で、学業継続に強い意志を有する者。
- (3) 過去に懲戒処分歴がなく、人格及び素行が良好な者。
- (4) 原則として、日本学生支援機構又は久留米大学奨学金の貸与を受けている者。

2 学生委員等による面接を実施し、審査を行う。

(雑則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、選考に関する必要な事項は、経済学部拡大教授会議の議を経るものとする。ただし、規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学生部協議会の議を経るものとする。

附 則

この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○久留米大学給付奨学金規程商学部施行細則

〔平成 27 年 3 月 11 日〕
細則 第 26－4 号

(趣旨)

第 1 条 この施行細則は、久留米大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第 3 条及び第 8 条に基づき、商学部における給付額並びに奨学生の選考に関し、必要な事項を定める。

(給付額)

第 2 条 奨学金の給付額は、各納期の授業料及び教育充実料に相当する額とする。

(選考基準)

第 3 条 奨学金の給付については、次の各号に掲げる基準にいずれも該当する者のみとする。

- (1) 原則として、前年度の成績が、商学部優等生基準に適合する者。
- (2) 修学意欲が旺盛で、学業継続に強い意志を有する者。
- (3) 過去に懲戒処分歴がなく、素行が良好な者。
- (4) 原則として、日本学生支援機構奨学金又は久留米大学奨学金の貸与を受けている者。

2 学生委員長等による面接を実施し、審査を行う。

(雑則)

第 4 条 この施行細則に定めるもののほか、選考に関する必要な事項は、商学部拡大教授会議の議を経るものとする。ただし、規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学生部協議会の議を経るものとする。

附 則

この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○久留米大学給付奨学金規程医学部医学科施行細則

〔平成27年3月11日〕
細則 第26-5号

(趣旨)

第1条 この細則は、久留米大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第3条及び第8条に基づき、医学部医学科における給付額並びに奨学生の選考に関し、必要な事項を定める。

(給付額)

第2条 奨学金の給付額は、1期、2期又は3期の授業料及び施設拡充維持料に相当する額とする。

(選考基準)

第3条 奨学金の給付については、次の各号に掲げる基準にいずれも該当する者のみとする。

- (1) 2年次生以上の者。
 - (2) 前年度の学年席次が上位20%以内で、出席状況が良好な者。
 - (3) 修学意欲が旺盛で、学業継続に強い意志を有する者。
 - (4) 過去に懲戒処分歴がなく、素行が良好な者。
 - (5) 原則として、日本学生支援機構第1種奨学金及び第2種奨学金の併用貸与を受けている者
- 2 学生委員長等による面接を実施し、審査を行う。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、選考に関する必要な事項は、医学部医学科教授会議の議を経るものとする。ただし、規程第8条第2項の規定に基づき、学生部協議会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

○久留米大学給付奨学金規程医学部看護学科施行細則

〔平成 27 年 3 月 11 日〕
細則 第 26－6 号

(趣旨)

第 1 条 この施行細則は、久留米大学給付奨学金規程（以下「規程」という。）第 3 条及び第 8 条に基づき、医学部看護学科における給付額並びに奨学生の選考に関し、必要な事項を定める。

(給付額)

第 2 条 奨学金の給付額は、1 期、2 期又は 3 期の授業料、教育充実料及び実験実習料に相当する額とする。

(選考基準)

第 3 条 奨学金の給付については、次の各号に掲げる基準にいずれも該当する者のみとする。

- (1) 各学年の履修単位の 90%以上を修得し、出席状況が良好な者。
- (2) 修学意欲が旺盛で、学業継続に強い意志を有する者。
- (3) 過去に懲戒処分歴がなく、素行が良好な者。
- (4) 原則として、日本学生支援機構第 1 種奨学金及び第 2 種奨学金の併用貸与を受けている者。

2 学生委員長等による面接を実施し、審査を行う。

(雑則)

第 4 条 この施行細則に定めるもののほか、選考に関する必要な事項は、医学部看護学科拡大教授会議の議を経るものとする。ただし、規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学生部協議会の議を経るものとする。

附 則

この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。